

## CTS フォンサービス(IP 電話サービス)契約約款

### 第1章 総則

#### (規約の適用)

第1条 当社は、この CTS フォンサービス(IP 電話サービス)契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、  
これにより CTS フォンサービス(IP 電話サービス) (以下「本サービス」といいます。)を提供します。

2 当社が別途規定する個別規定及び当社が随時契約者に対し通知する追加規定(以下「個別規定等」といいます。)  
は、この規約の一部を構成するものとし、この約款と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等がこの  
約款に優先して適用されるものとします。

#### (約款の変更)

第2条 当社は、事前の通知を行うことなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供  
条件は、変更後の約款によります。

#### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 CTS フォンサービス(IP 電話サービス)	利用契約者の電話機等(利用契約者が持続機器に接続して使用する電話端末機などをいいます。)から入力された音声等をデジタル化し、インターネットプロトコルによる通話を提供するサービス
2 利用規約	当社から CTS フォンサービスの提供を受けるための契約
3 利用契約者	当社と利用契約を締結している者
4 加入契約	当社から CTS インターネットサービスの提供を受けるための契約
5 接続機器	本サービスを利用するために必要な機器として当社が提供するターミナルアダプタ又はモデム等の機器

### 第2章 利用契約

#### (利用契約の単位)

第4条 当社は、1契約ごとに1つの CTS フォン番号を定めます。

2 当社は、技術上または業務の遂行上、やむなく CTS フォンサービスを提供できかねる場合がございます。  
利用契約の申込み(以下「利用申込」といいます。)をすることができる者は、利用申込の時点で CTS インター  
ネットサービスのうち当社が別に定める品目等を利用中の者及び利用申込と同時に申込む者とします。

#### (利用申込)

第5条 利用申込をしようとする者は、当社が別に定める方法により当社所定の利用申込書を当社に提出していただきます。

第6条 20 才未満の者が利用申込をしようとする者は、法定代理人の同意を必要とします。

#### (利用申込の承諾)

第7条 当社は、利用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定に関わらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難な時。

- (2) 利用申込をした者が、本サービスの料金等の債務の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあるとき。
- (3) 利用申込をしたものが、本サービス若しくはCTSインターネットサービスの利用停止処分を受けているとき、又は過去に契約を解除されたことがあるとき。
- (4) 利用申込書に虚偽の記載、誤記又は記載漏れがあったとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第8条 本サービスには、最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して3ヶ月間とします。

(契約内容の変更)

第9条 当社は、利用契約者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求及び承諾については、第6条(利用申込)及び第7条(利用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用休止)

第10条 利用契約者は、1年間の内で通算かつ連続して6ヶ月を超えない範囲において、暦月単位で本サービスの利用を休止することが出来ます。

- 2 利用契約者は、本サービスの利用を休止しようとする時は、休止しようとする1ヶ月前までに、その旨を当社へ通知するものとします。
- 3 利用契約者は、本サービスの利用を解約しようとする時は、1ヶ月前までに申し出をするものとします。尚、サービス再開に要する費用は契約者の負担となります。また、解約時には番号が変更になります。

(権利の譲渡の禁止)

第11条 利用契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することが出来ません。

(利用契約者が行う利用契約の解除)

第12条 利用契約者による利用契約の解除日は、毎月の末日とします。ただし、第8条(最低利用期間)に規定する最低利用期間中の解除は出来ません。

- 2 利用契約者は、利用契約を解除しようとする時は、解除しようとする月の20日までに、当社に書面又はその他当社が指定する方法によりその旨を届け出るものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第13条 当社は利用契約者が次のいずれかに該当する場合は、その利用契約を解除することがあります。

- (1) 第18条(利用停止)の規定により利用停止をされた利用契約者がなおその事実を解消しないとき。
- (2) 利用契約者が第5条(利用申込をすることが出来る者の条件)に規定する条件を満たさなくなったとき。
- 2 当社は利用契約者が第18条(利用停止)各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその利用契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用契約者にそのこと通知します。

第3章 サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第14条 当社は、利用契約者に対し、この約款及び個別規定などにしたがって、別に定める通話を提供します。

- (1) CTSフォン相互の通話
- (2) CTSフォンからの国内の一般固定電話へ発信した場合の通話
- (3) CTSフォンからの海外の一般固定電話へ発信した場合の通話
- (4) CTSフォンと別途当社が指定するIP電話ユーザとの間の通話
- (5) 国内の一般固定電話、公衆電話からCTSフォンへ着信した場合の通話
- (6) CTSフォンと携帯電話ユーザとの間の通話

2 前項の規定にしたがい本サービスの利用対象となる通話については、接続機器により自動的に本サービスが利用され、他の電気通信事業者が提供するサービスは利用できなくなります。(マイライン、マイラインプラス、コミスタ等、他の電気通信事業者が提供する優先接続に関するサービスも同様に利用できなくなります。)

- (1) 110番、119番等の緊急通話を含む3桁番号との通話
- (2) 0120、0088等で始まるフリーダイヤル電話との通話
- (3) PHSとの通話
- (4) その他当社が別に定める電話番号への通話

3 本サービスを利用して行われた通話は、他の電気通信事業者が提供する割引サービスの適用対象にはなりません。

4 一般固定電話を利用した通話は発信側において以下の「事由」がある場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話を利用した通話に切り替わる場合があること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者は予め承諾します。

- (1) 第5条所定の機器(以下本条において「機器」といいます。)が正しく接続・設定されていない場合及び機器の電源が入っていない場合(停電なども含みます。)
- (2) 何らかの理由で、一般固定電話を利用した通話に切り替わった直後に、間をおかずに再びダイヤルした場合
- (3) その他機器やネットワークのトラブルの場合

5 契約者が発信の際に相手先の電話番号の前に0000(0を4つ)をダイヤルすることにより意図的に一般固定電話を利用した強制発信をした場合、サービスは提供されず、自動的に当該契約者が加入する一般固定電話からの通話に切り替わること、それに伴い当該通話に関してはその一般固定電話を提供する通信事業者から通話料が請求されることを契約者が予め承諾します。

(接続機器の貸与)

第15条 本サービスを利用する為に必要となる接続機器は、当社が貸与します。

2 利用契約者は利用契約の解除があった場合、接続機器を当社に変換するものとします。

3 利用契約者が接続機器に関し次の行為を行った場合、当社は利用契約の解除及び損害額を請求する権利を有します。

- (1) 接続機器を本来の用法によらない方法で使用し、本サービスを不正に受けたり受けようすること
- (2) 接続機器を転貸、譲渡、質入等すること
- (3) 接続機器の分解や改造を加えること

4 利用契約者は、接続機器に以上が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

5 利用契約者は、利用契約者の故意若しくは過失又は第三者の行為による接続機器の損傷、紛失、盗難等があったときは直ちに当社に申し出るものとし、その修理、復旧に要した全ての費用を当社に支払うものとします。

(通話品質)

第16条 本サービスに関する通話品質は利用契約者の利用形態及び利用時の通信速度等により変動する場合があります。

- 2 当社は、本サービスに関する通話品質及び接続に関する保証を一切行わないものとします。
- 3 利用契約者が本サービスの利用中に通話品質の低下等何らかの異常を感じた場合、当社にその旨を速やかに通知するものとします。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき
- (3) 前各号の他、当社が業務上又は技術上やむを得ないと判断した時

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止する時は、あらかじめそのことを利用契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は利用契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) この約款及び個別規定等に違反したとき。
- (2) 加入契約の利用停止があったとき。
- (3) 故意又は過失により多数の不完了呼を発生させた等で、現に通信が輻輳し、又は輻輳するおそれがあると当社が判断したとき。

2 当社は、前項の規定によりサービスの利用を停止する時は、予めその理由及び利用停止をする期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第19条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合における災害の予防 若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序を維持する為に必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益を確保する為の緊急通信を取り扱う為、本サービスの利用を制限する措置をとることがあります。

付則 ①この契約約款は、平成 22 年 2 月 1 日より施行します。